

子どもの意見反映推進業務仕様書

1 事業の目的

こども基本法第11条にて、こども施策に対する子どもの意見反映の取組が義務付けられており、愛知県においても子ども・若者の意見反映の取組を推進していく必要がある。

このため、愛知県のこども施策全般について子ども・若者の意見反映の取組を推進していくことを目的とし、子ども・若者の声を聴くワークショップを開催し、県の施策に対して意見を聴き、愛知県の施策に子ども・若者の声を反映する。

2 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月24日

3 事業の概要

子ども・若者を公募し、意見を交わし合うワークショップを合計4回開催する。なお、取り扱うテーマ数については年間7テーマとする。ワークショップでは、子ども・若者は5人程度のグループに分かれ、与えられたテーマについて意見を交わし合う。ワークショップ終了後は、参加者それぞれに対してアンケートを実施し、回収、集計を行う。また、ワークショップ当日は子ども・若者が円滑に意見を伝えられるようにグループごとにファシリテーターを確保する。ワークショップ終了後は、ワークショップを通じて得られた子ども・若者の意見について取りまとめを行い、県に提出する。

4 業務内容

ワークショップの開催・運営に当たって、以下の業務に係る必要な調整、運営、参加者及びファシリテーターの旅費や謝礼の支払い及びこれに付随する一切の業務を行うこと。なお、旅費や謝礼、傷害保険等については委託料に含めること。

(1) ワークショップの開催回数 4回

※原則として、ワークショップの開催は、学校の長期休業期間以外は、土曜日、日曜日又は祝日に実施することを想定。

(2) ワークショップの開催時間 2時間程度/回（ワークショップの開催時間のみ）

※事前準備、片付け等の時間を含む全体にかかる時間は4時間程度を想定。

(3) 公募する参加者数※ 15名/回

※愛知県内に在住、在学又は在勤で、年代は小学生から2026年4月1日現在で満30歳未満までの者を募集の対象とする。

(4) ワークショップで取り扱うテーマ（予定）

	テーマ（予定）	実施時期（予定）
第1回	持続可能な公共交通の確保・充実について	7月上旬
	愛知の魅力を活かした観光コンテンツの提供による国内外からの旅行者の呼び込みについて	
第2回	若年層がどうすれば自転車用ヘルメットをかぶってくれるのか	7月上・中旬
	子ども・若者にとって住まい方や住まい選びで大切だと思うことや、知りたいことは何か。子ども・若者に住まいの知識・情報を持ってもらうには、どのような方法があるか。	
第3回	海南こどもの国のプール跡地の活用方法について	7月中
第4回	地域で活躍する人（民生委員・児童委員など）を増やすためには、どのような方法があるか	8月中
	障害福祉の仕事（ヘルパー、相談員など）について、どのような魅力があると感じるか	

(5) 実施内容

ア 意見反映の取組に対する助言等

- ・意見反映ワークショップを実施するに当たって、子ども・若者に対する質問内容の検討や意見を聴取する方法、意見を聴取した後のフィードバックの内容・方法など、県に対して、意見反映の取組を行う際に必要な事項に対する助言等を行うとともに、適宜相談に応じること（少なくとも、テーマ所管局を交えて各テーマ1回以上実施すること。）。

イ 参加する子ども・若者の募集・連絡調整

- ・実施するテーマに応じて、県と受託者が協議を行い、(3) ※で記載した範囲から適切な年代の子ども・若者を募集すること。なお、県も県ホームページへの掲載やSNSで発信するなど、募集周知を行う。
- ・1回のワークショップ開催に当たっては15人を目途として参加者を選定する。選定に当たっては、年代や参加回数を考慮しバランスをとること。また、応募者及び参加者への連絡調整を行うこと。

ウ ワークショップに参加するファシリテーターの選定・調整

- ・参加する子ども・若者が円滑に意見を伝えられるように、ファシリテーターを派遣すること。なお、派遣するファシリテーターの人数は、参加者5人程度（1グループ）につき1名とすること。
- ・派遣したファシリテーターへの旅費や謝礼は受託者から支払うこと。

エ ワークショップの開催・運営

- ・ワークショップ当日の司会・進行等は受託業者が行うこと。なお、ワークショップで話し合うテーマについての説明は県職員が行う。
- ・ワークショップの開催に当たって消耗品（筆記用具・模造紙等）が必要となる際には、受託者において必要物品を用意すること。
- ・ワークショップ実施後は参加者へのアンケートを実施し、その結果を表やグラフで取りまとめること。結果の取りまとめは、各回で取りまとめるとともに、共通する項目については全体での取りまとめも行うこと。
- ・当日の参加者への旅費は受託者から支払うこと。
- ・ワークショップ開催後に、参加者に対して謝礼として図書カード500円分を提供すること。

と。

オ ワークショップを通じて得られた子ども・若者の意見の取りまとめ

- ・ワークショップを通じて得られた子ども・若者の県の施策に対する意見等について、ワークショップ終了後に意見のカテゴリーごとに主な意見を取りまとめるとともに、同じカテゴリーで全ての意見を掲載した資料を作成し、県が指定する期日までに県に提出すること。

カ 資料等の作成・連絡調整等

次に掲げる当該事業に係る資料等の作成や連絡調整の事務は、県と受託者の協議の上、受託者が行うものとする。

- ① 子ども・若者の募集に係る広報用資料の作成。
- ② 応募の取りまとめ、参加者の決定。
- ③ 応募者及び参加者への通知。
- ④ 県が予め提供した資料を基に、実施テーマに関する参加者の理解を深めるための事前資料の作成及び参加者への送付。
- ⑤ ワークショップ当日に使用する、簡単な字句や表現を用いた子ども向けの資料の作成。
- ⑥ ワークショップ実施後に参加者に対して実施するアンケート及びアンケート結果の取りまとめ資料の作成
- ⑦ ワークショップを通じて得られた子ども・若者の意見等の取りまとめ資料の作成
- ⑧ 県の依頼に応じて、県が作成したフィードバック資料等を参加者に周知。

5 委託内容に関する留意事項

- (1) 公募型のワークショップの開催場所は県有の会議室等を想定しているため県が手配を行う。
- (2) 参加者の健康状態（アレルギー、体調、けが等）に十分留意すること
- (3) 事業全般にかかって参加者の安全確保等について十分な対策をたて、参加者について不測の事態に備え傷害保険等に加入しておくこと。
- (4) 受託者は、当委託事業の開始から終了までの間、事業を統括する責任者を1名配置し、進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (5) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 受託者は、県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

6 業務完了届について

受託者は、全ての委託業務が完了したときは、業務完了届及び実績報告書を遅滞なく県に提出する。

7 その他

本業務の実施にあたり、仕様のない事項又は仕様について生じた疑義については、その都度、
県と協議して決定する。